

事業主のみなさまへ

2026年10月1日～ 改正男女雇用機会均等法施行



求職者等セクハラ対策が義務化されます！

事業主のみなさまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- 求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

求職者等セクハラ
独自の取組です

相談体制の整備

- 相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
- 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

そのほか併せて講ずべき措置

- 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- 労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

事後の迅速かつ適切な対応

- 事実確認を迅速かつ正確に確認する
- 被害者に対する配慮のための措置を行う
- 行為者に対する措置を適正に行う
- 再発防止に向けた措置を講ずる

指針には「求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義」や「望ましい取組」についても定めていますので、詳しくはホームページにて内容をご確認ください。

大阪労働局では説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。



お問い合わせ先 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL:06-6941-8940